

保育料あり方検討部会 委員意見集約

資料3

	意見	対応
1	課題1の1号と2号の逆転現象の解消がわかるような図を入れてください(たたき台のP10 図表1-2-5と同様のもの)。	別途資料参照
2	課題1の保育料のシミュレーションに関し、第3回の資料5の保育シミュレーションのP13P15の図表及び記載コメントがあると、改訂状況がわかりやすいかと思えます。	
3	課題2の保育料を改定した結果、認証保育など認可外保育施設と保育料負担の格差についての資料を入れてください。たたき台のP11図表1-2-6、1-2-7に各2行追加して、1行は現状保育料、2行目は改訂後のようは比較があれば、課題の回答になるかと思えます。	
4	課題3の保育標準時間と保育短時間の保育料の差額については、アンケート結果の転記により負担の差が小さいと感じるとありますが(たたき台P14 (4))、結局短時間の金額について検討する時間はありませんでした。従って標準時間の保育料を改定したことによる影響のみとなりますが、こちらも改定後の状況がわかる資料が必要と思えます(例：第3回検討会の資料4の2号認定の情報に改定後を追加するなど)。	
5	もし可能であれば、次回の検討会で資料として、増加額が可処分所得に与える影響という観点で、第4回の資料2図表1-4-6、1-4-7の横に1列入れて頂ければと思えます。かつ次回改めて作成される上限3000円の案においても同様に追加であれば比較可能かと思えます。但し上限3000円で行くということでしたら、また時間的に無理なら、どうしてもということではないので不要です。	
6	0歳児区分については、アンケートをよりどころとして考えるならば、問16の世帯収入別ではすべてにおいて0歳児の区分の新設がトップの割合であること、同利用状況別でも認可保育所に通っていない方々の区分の割合がトップ及び直接区分の影響を受ける認可保育所の方も4割誓い方が賛成していることから、全体として区分に賛成の方が多いのかと思われました。2区分の採用を否定する気はありませんが、上記に加え問12の保育経費の負担の回答結果との整合性もありますので、今回2区分のままとするならば、その理由を報告書に記載したほうがよいと思えます。	

7	<p>年齢区分の設定について、新制度では1～3号の3区分となっていること。国の定めた職員配置基準があり、その経費は国・都から公定価格として支出されていること。保育は社会保障に位置づけられており、受益者負担になじまない。よって2区分としたい。</p>	
8	<p>「提言2」は部会の結論としては両意見があり、0歳児の区分を分けるべきとの検討結果にはなっていないと認識しています。また、0歳児5,000円までという具体的な数字もあり方検討会の意見として提言できる段階にはないはずですが、3区分に分けるか、2区分のままていくべきかを検討する段階であると表記してください。</p>	<p>区分及び金額については、部会にてご審議ください。</p>
9	<p>P7の(2)他市との比較 については、表或いは検証文章の中に東京都内26市町村内での町田市の保育料の比較順位を以前配布された階層例ごとに追加してください。例：一方、東京都26市町村と比較した場合、町田市はD12階層で26市町村中5位、D7階層で同3位、D15階層で10位～ など</p>	
10	<p>図表1-3-1と、最後の参考資料ですが、比較自治体を変えた方がいいと思います。地理的に近く規模感も似ている稲城市と日野市、調布市を入れていただけたらいいのではないかと思います。結果として、掲載自治団体は、町田市、八王子市、多摩市、日野市、稲城市、調布市、相模原市(または川崎市、横浜市)となります。</p>	<p>部会においても非公開資料としてきたデータのため、詳細については報告書に記載いたしません。</p>
11	<p>アンケート問19の結果は実際に支払う保育料の実額を想定して回答していると思われるため、各収入層に応じて0円～3000円の範囲であるべきだと考える。</p>	<p>部会の中でもそのようなご意見が多く、報告書案についても最大3000円と記載しております。</p>
12	<p>保育料の増額を行うのであれば、B-2階層の保育料負担をなくすことができないか検討してほしい</p>	
13	<p>「提言4」は会議でも再三再四検討部会でも発言している通り、保育料の均衡を図るのであれば、認証保育所に通っている保護者に対し補助等を増額すべきで、認可保育所の利用者にそれを負担させるべきではなく、ましてや認可保育所の保育料増額のみを望ましいと提言するなど全く賛成できません。もし、提言として記載するならば、認証保育所利用者に対する補助の増額検討も加えてください。また、東京都でこの差の縮小を図ることができる子ども子育て支援策が制度化された場合には町田市として積極的に活用すると記載してください。</p>	<p>保育料の増額が、認証保育所に通っている保護者に対する補助等に直接つながるものではありません。また、提言は保育料の増額も含め5つあります。報告書はあくまで部会（子ども・子育て会議）から出されるもので、「市が〇〇する」ではなく、「〇〇することが望まれる」等の言い回しが適当だと思われる。また、会議は市の政策を直接的に検討するものではありませんので、それぞれの課題をどのようにしていくことが望ましいかを大きな括りで提言していただくことが適当だと思われる。</p>

14	<p>P3 8行目 「<u>公定価格に基づく保育サービスの…</u>」 11行目 「認可保育所等の・・・」 下線部追加</p>	以下、表現等についてご審議ください。
15	<p>P4 市町村税と市町村民税、市民税の表現を統一した方が良い</p>	
16	<p>P7 他市との比較 近隣市のうち、東京都、神奈川県、中核市、政令指定都市の種別を追加記載すべき。また、「東京都は都による財源措置がなされているため、他県よりも低い料金設定になっています」のような文言の追加</p>	
17	<p>P7図表1-2 多摩市は3号においてゼロ歳児を区分設定していますが、特にその旨の説明がありません。後半に3区分の検討にもかかわるので、この段階で事実としてだけでも3区分設定されているとの記述があるといいかと思えます。</p>	
18	<p>P7図表1-2 (現状)※多摩市の最高額は2号の上段が3歳児、下段が4・5歳児、3号の上段が0歳児、下段が1・2歳児。 (提案)現在※が最高額のところのみにありますが、他の所得区分では0歳児区分と1・2歳児区分と所得階層が複合的に混ざった上での金額の下限上限がでているかと思えますので(オリジナルの階層別データがないので推測)、※印は〔多摩市〕の表題ところに付けて、現在の説明文の前になんらかの説明するのが丁寧かと思えます(金額欄の変更は不要)。またもし1・2歳児のみで記載しているならばその旨。但しその場合は、その抽出趣旨も記載したほうが望ましいです。</p>	
19	<p>P7図表1-2 大和市は2号認定の中を3歳児と4・5歳児で区分しています。所得階層の説明時で採用されているものは最高額の欄以外では4.5歳児欄からデータをとっているようです。この点についての記載も、上記多摩市同様に、最高額だけの※印欄での説明ではなく、〔大和市〕としての説明、かつ高めの3歳児は除いて比較した趣旨などの説明が望ましいと思えます。</p>	
20	<p>P7図表1-2 9月29日配布資料5報告案のたたき台P37 相模原市(2号認定子ども4歳以上の場合は28,000円が上限)が記載されていません。記載が必要ではないでしょうか。</p>	

21	<p>P7図表1-2 9月29日配布資料5報告案のたたき台P34～の表には必ず「各支給認定保育料を一覧にするため、階層区分の所得割額を調整している場合がある」の記載がありました。今回一部を抽出した形ですが、同様のコメントは必要ないでしょうか？</p>	<p>以下、表現等についてご審議ください。</p>
22	<p>P8 4行目 「施設の増加および・・・」→「施設の増加による入所児の増加・・・」 7行目あたりに追加（金額は正確なものをお願いします） 「国庫補助金による行政収入が大幅に増額されています。同様に、都支出金の増加、保護者負担金の収入増も含め、5億8千万円の収入増になっております。（2015年度） しかし同様に入所児の増加により、行政費用が8億2千万円増加しており、差額として2億4千万円の町田市の負担増になっております。」</p> <p>11行目あたりに追加 「しかし当委員会の開催中に、都の独自の保護者負担軽減策の発表や、国による幼児教育無償化の動きなどがあり、国や都の情勢を見ながら実施の際は前提条件が変化してしまう可能性があることを留意する必要があることなどが指摘された。 また、新法の公定価格の中で、保育経費からのコスト積み上げによる従来の算出方法が、考え方として適切なのかという論点も議論された。」</p>	
23	<p>P9 1行目 「図表2-2のとおり、27.5%が減額を求めています。一方で保育料の増額を容認する回答の合計は59.9%となつて・・・」 下線部追加</p>	
24	<p>P9 突然「市民意識調査」が出てきて、別紙参照であっさり終わっています。しかしながら、この意識調査は当該部会における市民の直接の声を聴くという重要な位置付けにあることを考えると、このような記載より丁寧な記載が必要と思われます(記載場所を含め・・・冒頭?)</p>	
25	<p>P10 10行目に追加 「新法の公定価格の中で、保育経費からのコスト積み上げによる従来の算出方法が、考え方として適切なのかという論点も議論された。」</p>	

26	<p>P10 (現状) 今後さらに保育ニーズが高まると考えられる中、教育・保育サービスを安定的・継続的に提供するためには、保育経費に見合った保育料の利用者負担が必要であると考えます。 (コメント)この段階であっさり当部会の第1段階の結論＝「保育料の増額が必要」との記載は唐突ではないでしょうか。流れとしては、意識調査が大きなよりどころとなっていたかと思えます。この文章の下の表やコメントではその意識調査が付け足しのよう記載されていますが、その流れの記載がないため、読み手としては唐突感があり、福祉的側面ではありますが、経費増から利用者負担増へ至ったところを、もう少し丁寧に記載が必要と思えます。</p>	以下、表現等についてご審議ください。
27	<p>P11 9行目 「このため、年齢ごとの保育料負担の均衡を図る必要があると考えます」 →「このため、年齢ごとの保育料負担の均衡を図る必要があるという考え方と、公定価格による新法の考え方から、経費による算出が適切ではないため国の区分に従うべきという考え方に分かれた。」</p>	
28	<p>P13 文末に追加 「しかし当委員会の開催中に、都の独自の保護者負担軽減策の発表や、国による幼児教育無償化の動きなどがあり、国や都の情勢を見ながら実施の際は前提条件が変化してしまう可能性があることを留意する必要があることなどが指摘された。また、答申時に想定されていない認証保育所の利用者負担軽減策が講じられた場合は、同時に他の保育サービスも連動して負担軽減を調整しなおす必要があることが主張された。」</p>	
29	<p>P15 (現状)このような状況から、利用者が就労状況に応じ、どちらの時間区分でも選択しやすくなるような保育料の設定が必要と考えます。 市民意識調査結果でも、52.5%の方が「負担額の差が小さいと感じる」と回答しています。 (提案)市民意識調査結果を土台にしたものですので、結論のあとの文章ではなく、順番を変えたほうが良いと思えます(もっと前部分)。</p>	

30	<p>P17 提言1文末追加 「ただし、国や都の利用者負担軽減策が講じられた場合は、この提言とは別に減額を図れるよう積極的に取り組む必要があります。」 また、今後の議論として新法の公定価格の考え方から経費コスト積み上げ式ではない保育料算出の論拠を構築する必要があります」 提言2 前回の話で、0歳児の区分を創設する必要がないことを確認しました。よって削除。</p>	以下、表現等についてご審議ください。
31	<p>P18 提言4文末に追加 「市が実施できなくても、現在、東京都が用意している認証保育所の利用者負担軽減策などが講じられた際には積極的に活用し、市内の認証保育所の利用者負担軽減につなげ、不平等の解消をなすことが望ましい。」</p>	
32	<p>P20 図表5-1、5-2 0歳児の欄を削除</p>	